

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当事業所では、入居者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

《虐待の定義》

① 身体的虐待

暴力的行為等で利用者も身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

② 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

③ 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉、威圧的な態度や無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

④ 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止に係る委員会の設置

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止推進委員会」を設置します。

①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

②高齢者虐待防止推進委員会の構成委員

・ 管理者 ・ 介護員 ・ 看護師 ・ 介護支援専門員 ・ その他必要に応じ委員を指名する。

③高齢者虐待防止推進委員会の開催

委員会は、年 2 回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

④高齢者虐待防止推進委員会の役割

ア)虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

イ)虐待の防止の指針の整備に関すること

ウ)虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

エ)虐待等について、従業者が相談・報告ができる体制整備に関すること

オ)従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

カ)虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

キ)再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

⑤高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、管理者(代理 介護員)とします。

3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ①定期的な研修の実施(年 2 回以上)
- ②新任職員への研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施
- ④実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ①虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ②緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ①入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2⑤で定められた高齢者虐待防止担当者となります。
- ②事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ③事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

6 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③対応の結果は相談者にも報告します。

8 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則

この指針は令和 4 年 4 月1日より施行する

附則

この指針は令和6年 4 月1日より施行する